|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ※居宅サービス及び介護予防サービス共通の事項について | 記載は居宅サービスの基準とするが、介護予防サービスも共通であるため、介護予防サービスに関しては「要介護者」を「要支援者」に、「短期入所生活介護」を「介護予防短期入所生活介護」と読み替えること。 |  |  |  |
| 【居宅・予防】１　従業者の員数 | 〔予防条例第130条第1項≒居宅基準第148条第1項〕　指定短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業所ごとに置くべき短期入所生活介護従業者の員数は、次のとおりとなっているか。 | 平24条例46第148条第1項 | ※勤務表・職員名簿・雇用契約書・資格者証・就業規則・利用者数がわかる書類・運営規程 |  |
| 　(1)医師 | 　1以上となっているか。 | 平24条例46第148条第1項第1号 | [ ] 適[ ] 否 |
| 　(2)生活相談員 | 　常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上となっているか。生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか。 | 平24条例46第148条第1項第2号 | [ ] 適[ ] 否 |
| (3)介護職員又は看護職員 | 　常勤換算方法で、利用者の数が３又はその端数を増すごとに1以上となっているか。 | 平24条例46第148条第1項第3号 |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | 　生活相談員並びに介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1以上は、常勤であるか。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りではない。 | 平24条例46第148条第5項 |  | [ ] 適[ ] 否 |
| 　(4)栄養士 | 1以上となっているか。ただし、利用定員（介護予防を含む）が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。 | 平24条例46第148条第1項第4号平24条例46第148条第1項 |  | [ ] 適[ ] 否 |
| 　(5)機能訓練指導員 | 1以上となっているか。 | 平24条例46第148条第1項第5号 |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | 　機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者としているか。　ただし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することは差し支えない。 | 平24条例46第148条第7項 |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | 　この「訓練を行う能力を有する者」は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師又はきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導を配置した事業所６月以上に従事した経験を有する者に限る。）であるか。　ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。 | 平11老企25第3の八の1の(4) |  | [ ] 適[ ] 否 |
| (6)調理員その他の従業者 | 当該指定短期入所生活介護事業所の実状に応じた適当数となっているか。 | 平24条例46第148条第1項第6号 |  | [ ] 適[ ] 否 |
| 　(7)利用者の数 | 従業者の員数を算定する場合の利用者の数は、前年度の平均値としているか。　ただし、新規に指定を受けた場合は、適正な推定数による。 | 平24条例46第148条第3項 |  | [ ] 適[ ] 否 |
| 【居宅・予防】２　特別養護老人ホームを利用する場合の従業者の員数（空床型） | 〔予防基準第130条第2項≒居宅基準第148条第2項〕　特別養護老人ホームであって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき短期入所生活介護従業員の員数は、上記の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上となっているか。 | 平24条例46第148条第2項 |  | [ ] 適[ ] 否 |
| 【居宅・予防】３　特別養護老人ホーム等に併設される事業所の場合の従業者の員数（併設型） | 〔予防基準第130条第3項≒居宅基準第148条第3項〕　併設事業所については、老人福祉法、医療法又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、平24条例46第148条第１項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保しているか。 | 平24条例46第148条第4項 |  | [ ] 適[ ] 否 |
| 【居宅・予防】４　管理者 | 〔予防基準第131条≒居宅基準第149条〕　指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。 | 平24条例46第149条 |  | [ ] 適[ ] 否 |
| 【居宅・予防】５　管理者の責務 | 〔予防基準第131条≒居宅基準第181条〕(1)　ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者の管理及びユニット型指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 | 平24条例46第181条準用（第168条準用（第56条第1項）） |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (2)　ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者に、平24条例46「第９章第４節　運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | 平24条例46第181条の13準用（第168条準用（第56条第2項）） |  | [ ] 適[ ] 否 |
| 【居宅・予防】６　勤務体制の確保等 | 〔予防基準第158条第1項≒居宅基準第179条第1項〕(1)　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業者ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。 | 平24条例46第179条第1項 |  | [ ] 適[ ] 否 |
| 【居宅・予防】６　勤務体制の確保等 | 〔予防基準第158条第1項≒居宅基準第179条第1項〕(1)　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業者ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。 | 平24条例46第179条第1項 |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (2)　勤務体制を定めるにあたっては、次の職員を配置しているか。①　昼間においては、ユニットごとに常時1以上の介護又は看護職員を配置しているか②　夜間及び深夜については２ユニットごとに1以上の介護又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置しているか。③　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置しているか。ただし、当面はユニットケアリーダー研修を受講した従業者を２人以上（２ユニット以下の施設は1）配置し、研修受講者が配置されていないユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ従業者を決めることで足りる。この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニット責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となること。 | 平24条例46第179条第2項平11老企25第３の八の５の(10) |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (3)　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しているか。　　 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 | 平24条例46第179条第3項 | ・業務委託契約　　書 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | 1. ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。

その際、ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期　入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 　　※令和6年4月1日より義務化 | 平24条例46第179条第4項 | ・研修計画、出　　張命令・研修会資料 | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (5) ユニット型指定短期入所生活介護の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。 | 平24条例47第179条第5項 |  | [ ] 適[ ] 否 |
|  | (6)　 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 | 平24条例46第179条第6項 |  | [ ] 適[ ] 否 |
| 【居宅・予防】７　定員の遵守 | 〔予防基準第159条≒居宅基準第180条〕　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行っていないか。　ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、差し支えない。　①　平24条例46第148条第２項の適用を受ける特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所にあっては、当該ユニット型特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数　②　①に該当しないユニット型指定短期入所生活介護事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数 | 平24条例46第180条 | ・利用者名簿・運営規程 | [ ] 適[ ] 否 |

※平24条例46（居宅条例）：「福山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」

(平成24年条例第46号)

※平24条例46（予防条例）：「福山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成24年条例第51号)

※平11老企25：「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」

(平成11年老企第25号)